

中津川市公式ホームページ広告取扱要領

平成19年2月22日決裁

改正 平成20年3月5日

(趣旨)

第1条 この要領は、中津川市公式ホームページ（以下「本市ウェブサイト」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 本市ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 本市ウェブサイトに広告を掲載できる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ウェブサイトの内容の範囲は、中津川市広告掲載要綱（平成19年2月22日決裁。以下「要綱」という。）

第3条から第5条までの規定に準ずるものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の1枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦 60ピクセル
- (2) 横 120ピクセル
- (3) 容量 50キロバイト以内
- (4) データ形式 TXT、JPEG又はGIF形式(アニメ可。ただし、点滅間隔が40/100秒以上のもの)

(広告の掲載料金)

第5条 広告の掲載料金は、1枠当たり月額10,000円とする。

(広告の掲載場所等)

第6条 広告の掲載場所は、本市ウェブサイトのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、市長が指定するものとする。

2 広告の掲載枠数は12枠とする。ただし、広告の掲載枠を追加して設ける必要があると判断したときは、新たに広告の掲載枠を設けることができる。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、1か月単位とし、原則として12か月以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載枠に空きがあるときは、再掲載を妨げない。

3 掲載期間は、維持管理等のため本市ウェブサイトの公開を停止する期間を含むものとする。

(広告の開始日等)

第8条 広告の掲載開始日は月の初日とし、掲載終了日は月の末日とする。

(広告掲載の申込及び決定)

第9条 本市ウェブサイトへ広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、中津川市公式ホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号）に広告データを添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、要綱第6条第1項の審査会の審査を経て、広告の掲載の適否を決定し、中津川市公式ホームページバナー広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

3 市長は、広告掲載希望者が、第6条第2項に規定する枠数を超えたときは、次に掲げる順位により決定する。この場合において、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 第1順位 市内に主たる事務所を有する法人若しくは団体又は市内の個人事業者

(2) 第2順位 市内の公共団体又は公共的団体

(3) 第3順位 市内に事務所を有しない法人若しくは団体又は市外の個人事業者

(4) 第4順位 その他市長が適当と認めるもの

(広告掲載料金の納付)

第10条 広告の掲載料金は全額前納を原則とし、広告掲載決定者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに市が発行する納入通知書により、一括して納付しなければならない。

(広告掲載料金の返還)

第11条 予定掲載期間の途中で掲載を取りやめた場合、広告の掲載料金は、返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載を中止した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により掲載料金を返還する場合、1か月に満たない分は日割り計算した額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、切り上げるものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、広告主のウェブサイトの内容が広告の掲載申込時から変更され、要綱の規定に違反すると判断したとき、及び第三者に被害を与え、又は与えると想定できるときは、広告の掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、あらかじめ納入された掲載料金は返還しない。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、中津川市公式ホームページ掲載広告削除通知書（様式第3号）により広告主に通知するものとする。

（広告主ウェブサイト閲覧者に対する被害賠償等）

第13条 広告主のウェブサイトを開覧することにより、閲覧した者がウイルス感染等の被害を受けたとき、及び広告主と閲覧者の間に問題が生じたときは、広告主の責任において被害賠償等速やかに対処するものとする。

（補則）

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年2月22日から施行する。

附 則（平成20年3月5日決裁）

この要領は、平成20年3月5日から施行する。